施策名	大事項	循環型社会の形成に向けた取り組み	自動車技術安全部
	中事項	自動車リサイクル	
	小事項	自動車登録関係業務の円滑な実施	

26年度の計画

平成14年７月、使用済自動車の適正処理の促進、不法投棄の防止のために抹消登録制度等を見直し、解体に係る抹消登録等を新たな自動車リサイクルシステムと整合がとれ自動車の使用の実態が一貫して明らかになるよう道路運送車両法が改正された。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に関する抹消登録制度（永久抹消登録及び一時抹消登録後の解体届出等）の浸透について、関係機関、関係団体等と連携強化し、一般ユーザーにも周知を図るとともに、登録業務の適正な処理の推進に努める。

自動車重量税還付制度など広く周知することにより、適切な車体の処理を行うよう徹底していく。

25年度の計画と評価（達成度）

【計　画】

平成１７年１月１日から使用済自動車の再資源化等に関する法律（「自動車リサイクル法」）が本格施行されたため、関係機関、関係団体等と連携し使用済自動車の適正処理の推進に努める。

【評　価】

「自動車リサイクル法」と連動した道路運送車両法に基づく抹消登録制度（永久抹消登録及び一時抹消登録後の解体届出等）について、登録業務の的確な遂行により、使用済自動車の適正処理の推進に寄与した。

平成２５年度は国税庁と協力し、パンフレット「自動車重量税還付申請書記載のポイント」を運輸支局の窓口を通じて掲出したことにより、関係事業者やユーザー等の来庁者に広く周知を図ることができ、円滑な抹消登録制度の浸透と自動車リサイクル法の確立に向けた取り組みの一助とすることができた。

自動車重量税還付申請書
記載のポイント

還付申請手続について

自動車重量税還付申請書の様式は、解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となっています。

還付申請書は、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後、**永久抹消登録申請又は解体届出の手続と同時に運輸支局等に提出します。**

提出された還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、所轄税務署に引き継がれ、税務署においては、還付金の支払いを適正に行うための申請書の審査など所要の手続を的確に行います。そのため、還付申請書が運輸支局等に提出されてから、所轄税務署長から還付金が支払われるまでに**おおむね3か月程度**かかることをご理解願います。

具体的な申請書の提出先は、道路運送車両法の手続に応じて次のとおりとなります。

区分	道路運送車両法の手続	還付申請書提出先
登録自動車	永久抹消登録申請（一時抹消登録をしていない自動車）	登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所
	解体届出（一時抹消登録済みの自動車）	最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出（車検証を返納していない自動車）	軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所
	解体届出（車検証を返納済みの自動車）	最寄りの軽自動車検査協会の事務所

※「輸出抹消の場合」や「車検残存期間が１ヵ月に満たない場合」は、還付を受けることができませんのでご留意ください。

国税庁

国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp

【自動車重量税廃車還付制度のQ＆A等を掲載しています。】

九州運輸局管内における抹消登録及び解体届出件数

			平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
永久	抹消登録	※1	３５，８６３	３７，４１８	３８，８４４
一時	抹消登録		３２２，８３４	３５２，３８６	３６７，８１１
	解体届出	※1	８７，５９３	１０４，７０９	９８，４４４

※1・・・自動車リサイクル法に基づき解体された車両